

技 第 881 号
平成24年 3月16日

県内各建設業者団体の長 様

千葉県県土整備部長

県発注工事における県内生産品の使用促進について（送付）

県発注工事における県内生産品の使用については、土木工事共通仕様書等において、極力県内生産品を使用するよう努めることを規定しているところですが、千葉県として県内生産品の使用をより促進するため、下記のとおり、県土整備部発注の工事について、県内生産品の使用状況調査を継続的に実施することとしましたので、参考送付いたします。

記

- 1 目 的 県発注工事において、県内で生産された建設資材の使用状況を調査し、今後の県内生産品の使用を促進するための基礎資料とする。
- 2 対象工事 平成24年4月1日以降に契約する県土整備部発注工事（受託工事も含む）。
- 3 調査対象建設資材
別記のとおり
- 4 調査方法
別記のとおり

技術管理課技術情報室
TEL 043-223-3503

別記

(1) 調査対象建設資材は以下の品目とする。

アスファルト混合物、コンクリート二次製品、レディーミクストコンクリート、
鋼材、鋼材二次製品、骨材、木材、塗料、植木、
その他（土木資材、石膏ボード等建築資材、電気・機械関係資材、上下水道資材）

(2) 調査方法は以下のとおりとする。

①発注機関は、受注者（元請）に対し、別紙1「県内生産品使用状況調査票」の作成及び提出を特記仕様書等により指示する。（別紙2参照）

②受注者は、県内生産品使用状況調査票を千葉県県土整備部技術管理課ホームページからダウンロードし、該当箇所を記入のうえ、工事完成時に電子データを発注機関に提出する。

③受注者から提出を受けた発注機関は完成検査前に内容をチェックする。

④受注者は完成検査後、速やかに以下の技術管理課メールアドレスまで調査票を送付する。（送付先 kensanhin@mz.pref.chiba.lg.jp）

※注意事項※

県土整備部以外（水道局、企業庁等）が調査を実施する場合、調査票の提出方法は、上記と異なるので、十分注意すること。

具体的提出先については、発注機関に確認してください。

県内生産品使用状況調査票

Ver.1.0

別紙1

所属名	千葉土木事務所
契約年度	
工事番号	
工事名	
工期	
請負金額	
低入札工事	非該当
請負業者名	

番号	使用材料	規格の概要 (間伐材については産地も記入)	使用量		製造業者名 又は 加工業者名	製造業者の状況		県内生産品を使用しない理由 (製造業者の状況が共に県外の場合)	納入業者の状況		県内納入業者を使用しない理由 (納入業者の状況が共に県外の場合)
				単位							
1	再生アスファルト合材 再生アスファルト合材(熔融スラグ入り) アスファルト合材(新材) アスファルト合材(新材)(熔融スラグ入り) アスファルト合材(その他)					製造業者の本社所在地	県内・県外	1. 県内生産品の流通がない 2. 県内生産品では品質が確保できない 3. 県内生産品の価格が高い 4. 県内生産品を使用すると工期に支障がある 5. その他(理由:)	納入業者の本社所在地	県内・県外	1. 県内業者がない/少ない 2. 取引上の都合 3. その他(理由:)
						工場所在地	県内・県外		取引支店の所在地	県内・県外	
2	Co二次製品(側溝・管渠類) Co二次製品(境界ブロック類) Co二次製品(擁壁・ブロック類) Co二次製品(コンクリート杭類) Co二次製品(その他)					製造業者の本社所在地	県内・県外	1. 県内生産品の流通がない 2. 県内生産品では品質が確保できない 3. 県内生産品の価格が高い 4. 県内生産品を使用すると工期に支障がある 5. その他(理由:)	納入業者の本社所在地	県内・県外	1. 県内業者がない/少ない 2. 取引上の都合 3. その他(理由:)
						工場所在地	県内・県外		取引支店の所在地	県内・県外	
3	レディミクストコンクリート(生コン) 鋼材(鋼管杭・鋼矢板・H型鋼類) 鋼材(鉄筋類) 鋼材(その他)					製造業者の本社所在地	県内・県外	1. 県内生産品の流通がない 2. 県内生産品では品質が確保できない 3. 県内生産品の価格が高い 4. 県内生産品を使用すると工期に支障がある 5. その他(理由:)	納入業者の本社所在地	県内・県外	1. 県内業者がない/少ない 2. 取引上の都合 3. その他(理由:)
						工場所在地	県内・県外		取引支店の所在地	県内・県外	
4	鋼材二次製品(ガードレール類) 鋼材二次製品(欄干類) 鋼材二次製品(グレーチング類) 鋼材二次製品(配管・ダクト類) 鋼材二次製品(上下水道資材) 鋼材二次製品(その他)					製造業者の本社所在地	県内・県外	1. 県内生産品の流通がない 2. 県内生産品では品質が確保できない 3. 県内生産品の価格が高い 4. 県内生産品を使用すると工期に支障がある 5. その他(理由:)	納入業者の本社所在地	県内・県外	1. 県内業者がない/少ない 2. 取引上の都合 3. その他(理由:)
						工場所在地	県内・県外		取引支店の所在地	県内・県外	
5	骨材(新材砕石類) 骨材(再生砕石類) 骨材(鉄鋼・水砕スラグ類) 骨材(その他) 木材(間伐材) 木材(間伐材以外) 塗料 樫木 その他(土木資材) その他(石膏ボード等建築資材) その他(電気・機械関係資材) その他(上下水道資材) 使用材料なし					製造業者の本社所在地	県内・県外	1. 県内生産品の流通がない 2. 県内生産品では品質が確保できない 3. 県内生産品の価格が高い 4. 県内生産品を使用すると工期に支障がある 5. その他(理由:)	納入業者の本社所在地	県内・県外	1. 県内業者がない/少ない 2. 取引上の都合 3. その他(理由:)
						工場所在地	県内・県外		取引支店の所在地	県内・県外	
6						製造業者の本社所在地	県内・県外	1. 県内生産品の流通がない 2. 県内生産品では品質が確保できない 3. 県内生産品の価格が高い 4. 県内生産品を使用すると工期に支障がある 5. その他(理由:)	納入業者の本社所在地	県内・県外	1. 県内業者がない/少ない 2. 取引上の都合 3. その他(理由:)
						工場所在地	県内・県外		取引支店の所在地	県内・県外	
7						製造業者の本社所在地	県内・県外	1. 県内生産品の流通がない 2. 県内生産品では品質が確保できない 3. 県内生産品の価格が高い 4. 県内生産品を使用すると工期に支障がある 5. その他(理由:)	納入業者の本社所在地	県内・県外	1. 県内業者がない/少ない 2. 取引上の都合 3. その他(理由:)
						工場所在地	県内・県外		取引支店の所在地	県内・県外	
8						製造業者の本社所在地	県内・県外	1. 県内生産品の流通がない 2. 県内生産品では品質が確保できない 3. 県内生産品の価格が高い 4. 県内生産品を使用すると工期に支障がある 5. その他(理由:)	納入業者の本社所在地	県内・県外	1. 県内業者がない/少ない 2. 取引上の都合 3. その他(理由:)
						工場所在地	県内・県外		取引支店の所在地	県内・県外	
9						製造業者の本社所在地	県内・県外	1. 県内生産品の流通がない 2. 県内生産品では品質が確保できない 3. 県内生産品の価格が高い 4. 県内生産品を使用すると工期に支障がある 5. その他(理由:)	納入業者の本社所在地	県内・県外	1. 県内業者がない/少ない 2. 取引上の都合 3. その他(理由:)
						工場所在地	県内・県外		取引支店の所在地	県内・県外	

(別紙2)

下記の特記仕様書(例)を参考に、県内生産品に関する事項を特記仕様書に記載すること。(県土整備部発注工事の記載例)

特記仕様書(例)

第〇〇条 県内生産品

受注者は、「県内生産品使用状況調査票」を作成し、工事完成時に監督職員に提出するとともに、完成検査後に以下の技術管理課メールアドレスに電子データで提出しなければならない。(メール送付先 kensanhin@mz.pref.chiba.lg.jp)

なお、監督職員への提出にあたっては、土木工事共通仕様書第3編1-1-8工事完成図書(納品)に含むものとし、「千葉県電子納品運用ガイドライン(土木工事編)」に基づき、その他フォルダに保存し、電子成果として提出することとする。